

人 材 紹 介 契 約 書

株式会社 ■■■ と（以下「甲」という）と、株式会社 Will Location（以下「乙」という）は、以下の業務について下記の通り契約を締結する。

第1条 （業務）

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティング業務を委託し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する事業者が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動（以下当該活動を総称して「本サービス」という）を支援する。

第2条 （報酬）

1. 甲は、コンサルティング料として、乙が紹介し、甲が採用した者（以下「被採用者」という）1名ごとに、当該被採用者の理論年収の【35%】（税別）を乙に支払うものとする。
上記の「理論年収」は、次の算式により計算する。
理論年収＝（基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋その他固定的に毎月支給される手当（但し、交通費は除く）＋同職務同年齢者の月平均超過勤務手当）×12＋（同職務同年齢者の前年実績賞与支給額）
なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。
2. 被採用者が自己都合により入社後6ヶ月以内に甲を退職し、または、被採用者が入社後6か月以内に自己の責に帰すべき事由に基づき甲に解雇された場合、乙は退社時期に応じて、受領したコンサルティング料を、下記の表に従い被採用者の退社日の属する月の翌月末日までに甲に返還するものとする。

退社時期	返還するコンサルティング料
入社から 1ヶ月以下	80%
入社から 1ヶ月超～3ヶ月以内	50%
入社から 3ヶ月超～6ヶ月以内	10%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

※各企業によって条件は異なります。